

建設工事におけるリース契約の取扱いについて

平成 28 年 6 月 15 日

静 岡 市

このことについて、建設業法第 24 条では建設工事の請負契約について、「委託その他いかなる名義をもつてするかを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律の規定を適用する。」と規定されており、名称がリース契約であっても、建設工事の請負契約に該当する場合があります。つきましては、下記のとおり取扱いにご留意頂きますようお願いいたします。

記

1 リース契約の取扱い

(ア) オペレーターを含まないリース契約

請負契約に該当しません。

(イ) オペレーターを含むリース契約

請負契約に該当します。

(ウ) オペレーターを含まないリース契約とは別に、同じ会社とオペレーターの労務費等の契約を締結するなど、2以上の契約に分割しているもの

各契約の合計（リース契約＋オペレーターの労務費等の契約）が請負契約に該当します。

2 留意事項

(1) 下請負人の通知等について

1 (イ) 及び (ウ) のリース契約は、請負契約に該当するので、下請負人通知書及び施工体制台帳の提出をお願いします。

(2) 総合評価方式制限付一般競争入札における「市内企業の施工割合」について

入札参加申請時の申告にあたり、1 (イ) 及び (ウ) のリース契約の金額を施工額に含めて計算するようにお願いします。

問い合わせ先

財政局財政部契約課 企画係

電話：054-221-1346